

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 5 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 115 号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(整理区分)</p> <p>第 120 条 歳入歳出外現金等は、次の区分により整理しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保管金 ア～オ [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(整理区分)</p> <p>第 120 条 歳入歳出外現金等は、次の区分により整理しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保管金 ア～オ [略]</p> <p><u>カ</u> 仮納付された放置違反金に相当する金額</p> <p><u>キ</u> [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。